

令和3年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、令和3年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

<算定結果の概要>

- 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。
- 道府県分は、平成25年度以来8年ぶりの財源不足(1,544億円)となりました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化等により、基準財政収入額が大幅に減少したことなどによるものです。
- 一方、大都市分は7,147億円の財源超過となり、道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、5,603億円となりました。

・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区(23区)をあわせて1つの自治体とみなして行われます。

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

(単位:億円)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額
基準財政収入額 A	43,286	48,378	△ 5,092
道府県分	19,488	22,690	△ 3,202
大都市分	23,797	25,688	△ 1,890
基準財政需要額 B	37,683	36,561	1,122
道府県分	21,033	20,432	601
大都市分	16,650	16,129	521
財源超過額 A-B	5,603	11,817	△ 6,214
道府県分	△ 1,544	2,258	△ 3,802
大都市分	7,147	9,559	△ 2,411

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがあります。

<算定結果に対する東京都の考え方>

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような主張があります。

1 算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではありません。

2 大都市である東京都の財政需要は大幅に抑制されています。

このことから、「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えません。

(詳細は別紙参照)

<問合せ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

1 算定結果は理論値であり、自治体の実態を表すものではありません

- ✓ 地方交付税は、どの地域に暮らす住民にも**一定の水準の行政サービスを提供**できるよう、財源を保障する国の制度です
- ✓ 一方で、その原資には限りがあるため、国の基準で地方自治体の収入と支出を算定して交付額を決めています (**理論値**)
- ✓ **実際の支出額** (都の予算額) と、国の基準で算定した支出 (**基準財政需要額**) とは異なります

■ 都の予算額と基準財政需要額の関係 (イメージ)



2 ほとんど計測されない支出があります

- ✓ **国の基準を超えて行う対策**は、支出として計測されません

保育所や保育人材の確保に向けた都独自の対策 等 約1,000億円

- ・ 都独自の保育士等の処遇改善策 (保育士等キャリアアップ補助等)
- ・ 特別養護老人ホームの整備費等の上乗せ事業 等

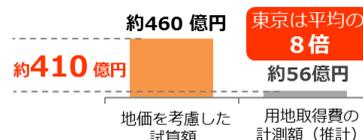


- ✓ **各自治体に特有の対策のための支出**は、計測されません

都民の命と暮らしを守る都市型災害への備え 等 約1,300億円

- ・ 都市部で水害対策として有効な調節池整備費はほとんど計測されない (中小河川の治水対策)
- ・ 道路整備等のための用地取得費に東京の地価の高さは考慮されない 等

■ 道路整備等のための用地取得費



3 適切に計測されない大都市の支出があります

- ✓ 人口や土地価格といった規模や特徴を示す**数字に上限値が設けられる**など大都市は支出の割落としを受けています…①
- ✓ **大都市の支出を計測するための乗率が年々引き下げ**られています…②

① 支出の割落とし 約4,500億円

都の実態	交付税算定の上限値
昼間流入人口	318万人 → 72万人 8割 割落とし
人口集中地区人口	927万人 → 273万人
土地価格 (1㎡当たり)	36.5万円 → 15.6万円



② 計測数値の引き下げ 約1,500億円

例：道路橋りょう費(延長)

例：道路橋りょう費(延長)

〈計測方法〉

✓ 都市化の程度などを反映するため

補正のための乗率を設定

$$\text{単価 (円)} \times \text{道路延長 (km)} \times \text{補正のための乗率 (普通感容補正)}$$

〈補正のための乗率(普通感容補正)の推移〉

